

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛成会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことが出来る。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことが出来る。

2 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。ただし、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことが出来るものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことが出来る。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことが出来るものとする。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。

5 理事長が特に必要と認めた理事に対し、特命指令を指示した場合に限り、任務期間を定めた上で、特命任務に対する報酬を毎年度評議員会に上程し承認を得た上で、支払うことが出来る。

6 交通費は実費を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したとき及び監事業務等に当たった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことが出来る。

2 交通費は実費を支給する。

(苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員が会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことが出来る。

2 交通費は実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 理事長又は常務理事が認めたものが、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することが出来る。

2 旅費は実費を支給す。

3 業務遂行に必要な経費については、原則として実費を支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することが出来る。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

6 理事長及び理事長が認めた者は、必要に応じてグリーン車を利用することが出来るものとする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することが出来る。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年1月1日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	交通費
評議員会出席報酬等	5,000円	実費
苦情対応第三者委員及び評議員選任・ 解任委員会委員		

別表2

名 称	報 酬	交通費	その他
理事長等業務報酬等 (日額)	25,000円	実費	職員との兼務 がない場合
常務理事業務報酬等 (月額)	60,000円		
理事及び評議員業務等報酬 (日額)	20,000円		
監事監査指導報酬等	20,000円		-

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	その他
実費	20,000円	実費